

観光交流拠点

旧浅野家住宅（広場・蔵）使用の手引き

制定 令和7年11月4日

【観光交流拠点の目的】

観光交流拠点は、「羽曳野市観光交流拠点の設置及び管理に関する条例」に基づき、羽曳野市の観光情報の発信と人の交流の拠点とするために設けられた施設です。

【使用対象者】

羽曳野市内在住者、市外在住者が対象になります。

【休館日】

- ①年末年始（12月29日～1月3日）
- ②市長が特に必要と認めた日（施設管理のための臨時休館等）

【使用できる施設】

- ①広場
- ②蔵

【使用できる時間区分】

- ・午前9：00～午後17：00
（1時間毎に区切ることができます。）
- ※準備と片づけの時間を含みます。
- ※連続で使用できる期間は、10日間（休館日を含む）です。

【使用申込方法】

「旧浅野家住宅使用申請書」に必要事項を記入し、羽曳野市役所政策企画部都市魅力戦略課（市役所本庁3階）まで提出してください。（使用申請は使用日の1年前～1週間前に行ってください。）

※キャンセルされる場合はすみやかに申し出て下さい。使用日の1月前までに許可の取り消しを申し出たときは、使用料の5割に相当する額を還付します。

※使用日の1月前～当日までのキャンセルについては、使用料は使用者の全額負担となります。

※災害その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなくなったとき

や、施設の管理上の支障を防止するため許可を取り消したときは使用料の全額を還付します。

【使用申込後のながれ】

- ・「旧浅野家住宅使用申請書」を提出する。
- ・「使用許可書」と「納付書」を受け取る。(申込翌日以降にお渡しします。)
- ・「納付書」で使用料を期日までに金融機関にてお支払ください。(前納になります。)
- ・使用日もしくは使用日の前日(平日)までに、都市魅力戦略課にて「鍵」を受け取ってください。
- ・使用を終了しましたら、すみやかに「鍵」を都市魅力戦略課に返却してください。

【設備備品について】

- ・椅子など使用した備品の整理整頓をお願いします。
- ・空調、電気、電化製品等のスイッチ、コンセント、元栓の確認をしてください。
- ・窓、ドアの鍵を閉めてください。

※椅子等の設備、備品等は丁寧に取り扱ってください。破損、滅失の場合は実費で損害を賠償していただく場合があります。ただちに都市魅力戦略課に申し出て指示を受けて下さい。

【禁止行為】

以下の行為を禁止します。

- ・公の秩序,又は善良な風俗を乱すような行為をすること。
- ・特定の政党の利害に関する事業を行ったり、公私の選挙に関し、特定の候補者の支持をすること。
- ・特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、教団を支援すること。
- ・飲酒,宴会を行うこと。
- ・許可した以外の目的で使用する事。
- ・許可した以外の施設又は付属施設を使用すること。(公衆用のトイレは使用可能です。)
- ・又貸しを行って施設等を使用すること。
- ・火気には十分注意し、所定以外の場所では使用しないでください。
- ・広場・館内での喫煙は禁止します。
- ・許可を受けないで館内に貼紙をすること。
- ・危険物等を持ち込むこと。
- ・大声で歌ったり、暴力等他人に迷惑となる行為はしないでください。

【事故防止・災害時の対策】

- ・使用者は、施設内外が混雑しないよう、人の流動を整理してご使用ください。

- ・不測の事態に備えて、非常口の場所、避難誘導の方法の事前確認をお願いします。
- ・緊急の場合、都市魅力戦略課の職員の指示に従ってください。

【使用の許可の取り消し等】

次のいずれかに該当する場合は、施設の使用の許可を取り消し・制限・停止する場合があります。

- ・使用申請に偽りがあったとき。
- ・災害その他事故により要許可設備の使用ができなくなったとき。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ・そのほか、観光交流拠点施設の管理上支障があるとき。

【留意事項】

羽曳野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載の情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について、詳細に聞き取りさせていただく場合があります。